

調査報告

社会福祉施設における「実習評価」内容・方法の研究（その1）

A Study on the Practice Evaluation in Social Welfare Institution

正 司 明 美

Akemi SHOJI

西 村 文 恵

Fumie NISHIMURA

I. はじめに

ソーシャルワーカー（社会福祉士）養成教育において、社会福祉実習教育（以下実習教育）の位置づけは大変重要であり、本学部においても、開学以来、実習教育を中核においた社会福祉教育を展開してきた。実習会議を組織し、すべての実習教育に実習担当教員の集団指導体制（チームアプローチ）を敷いており、実習教育の基礎教育となる社会福祉援助技術演習、地域のソーシャルワーク現場での現場実習に向けての事前教育、現場実習中の巡回訪問指導、現場実習終了後の教育、実習教育評価のあり方、学生の個別の課題達成上の問題などを検討、共有して、実習教育を展開している。

また、現場実習終了後に現場の実習指導者を招いて、実習教育連絡協議会を開催して、本学の実習教育の理念や方針を伝えるとともに、実習指導者からの本学部の実習教育の問題点や要望を直接確認することにより、本学部の実習教育課題を把握し、今後の実習教育を充実、発展させることに繋げてきた。これらのチームアプローチときめ細やかな実習指導は、学部教育の特色の一つとして自負している。

しかしながら、このような実習教育の効果や学生への影響については、現場実習終了後に提出する実習指導者による「実習評価表」（資料1）と学生による「現場実習自己評価表」（実習指導者の「実習評価表」と同じ内容で、全体的評価のみ

課題達成と満足度の5段階評価である）及び実習報告レポートによって確認している状況であり、必ずしも具体的な教育成果として検証されているとはいえない。毎年、現場実習指導者との実習教育連絡協議会において実習指導者による「実習評価表」の全体的評価（学生の学習の姿勢と課題達成についての5段階評価）については、量的調査としてのデータ報告を行っているが、比較的高い評価が得られている。しかし実習指導者からは、「実習課題が明確でない」「利用者とのコミュニケーションができない」学生がいるなどの指摘を受けている。このため、①現場実習指導者に依頼をしている「実習評価」内容や方法についての研究と、②学生の現場実習における学びの評価について質的研究を実施することにした。

研究方法として、①は、現場の実習指導者を対象に、評価の視点や評価尺度についてのアンケート調査を実施し、現在の本学部の「実習評価の視点や尺度」の検討を行い、「実習評価表」の見直しを行う。必要であれば、学生の信頼度の高い評価が可能となるための「実習評価表」の改正を検討する。また、②の研究方法として、学生が現場実習において、何をどの程度学んだのか、あるいは身につけたのかを具体的に「実習評価」や実習記録により検証し、個別的な学生の到達度や影響を分析することで、実習指導者から指摘されている教育上の課題が、学生の個別的な課題なのか、あるいは実習教育の改善を必要とする課題なのか

資料1

山口県立大学 社会福祉援助技術現場実習記録 NO. 8-2 氏名

実習評価Ⅱ（実習指導者による評価）	実習指導者名：	印
-------------------	---------	---

達成課題	ポイント	コメント
1) 配属施設・機関の役割と機能、運営方法について体験的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・説明を良く理解したか ・運営方法を理解した行動がとれたか ・職員とチームワークがとれたか 	
2) 援助過程を体験的に学習することを通じて、利用者理解を深め、実践技能を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と積極的に関わったか ・実習記録をきちんと提出したか ・援助の関係が形成できたか ・援助目標が設定できたか（実習Ⅲのみ） ・援助計画が実施できたか（実習Ⅲのみ） 	
3) 配属施設・機関に関連する社会資源を見学し、それらの相互協働の仕方について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各社会資源についての説明を理解したか ・相互協働のあり方を理解したか 	
4) 業務において利用者の人権を尊重した援助のあり方を考え、そのための基本的態度を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務を理解し、行動したか ・様々な場面で人権尊重を意識した言動や援助の工夫ができたか 	
5) 利用者との直接的な関わりを通して、自分自身の態度や言動を点検し、スーパービジョンを受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の自己の実践を客観的に振り返ることができたか ・積極的にスーパービジョンを受けたか 	
6) 社会福祉専門職の意義を体験的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職実習の心構ができていたか ・専門職の社会的意義を考察したか 	
7) 独自のテーマについて	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマが明確であったか ・積極的な取組ができたか 	

その他

全体的評価 (学習の姿勢と課題達成)

大変優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div>				

を明確にする。

本稿では、2008年3月に①の現場実習指導者を対象に実施した「評価の視点や評価尺度」についてのアンケート調査結果の報告を行う。

表1～表4に福祉現場実習の配属状況（2003年度～2007年度の社会福祉機関実習及び社会福祉施設実習）及び図1、図2に実習指導者による全体的評価の推移を示した。

Ⅱ. 本学における社会福祉実習の配属状況と実習評価の推移

本学における社会福祉実習は、3年次の夏休みに社会福祉行政機関での配属実習と、3年次の春休みの社会福祉施設での配属実習で構成されている。

1. 社会福祉実習の現場配属状況

1) 年度別現場実習配属人数

表1 社会福祉機関実習の配属学生数

(人)

		福祉事務所	児童相談所	身体障害者 更生相談所	総 計
2003年度	県内機関	39	7	3	49
	県外機関	27	2	0	29
2004年度	県内機関	32	13	2	47
	県外機関	37	7	0	44
2005年度	県内機関	30	11	0	41
	県外機関	32	10	0	42
2006年度	県内機関	33	7	3	43
	県外機関	36	12	0	48
2007年度	県内機関	30	5	3	38
	県外機関	31	10	1	42

表2 社会福祉施設実習の配属学生数

(人)

実施年度	県内・県 外施設別	児童福祉 施設	障害者 施設	老人福祉 施設	社会福祉 協議会	救護施設	病 院	総 計
2003年度	県内施設	13	4	15	14	0	－	46
	県外施設	4	5	18	2	1	－	30
2004年度	県内施設	22	3	15	13	0	－	53
	県外施設	3	6	19	7	0	－	35
2005年度	県内施設	13	6	14	14	1	－	48
	県外施設	10	3	13	9	0	－	35
2006年度	県内施設	8	10	15	9	0	2	44
	県外施設	8	2	13	16	1	6	46
2007年度	県内施設	11	3	16	8	0	8	46
	県外施設	7	1	6	11	0	9	34

2) 年度別配属先所在地

表3 社会福祉機関実習の配属先住所地

実施年度	配属先所在地
2003年度	山口県、北海道、静岡県、兵庫県、島根県、鳥取県、広島県、岡山県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県
2004年度	山口県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
2005年度	山口県、富山県、福井県、静岡県、三重県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
2006年度	山口県、山形県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
2007年度	山口県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

表4 社会福祉施設実習の配属先住所地

実施年度	配属先所在地
2003年度	山口県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、熊本県、宮崎県、大阪府、兵庫県、京都府、静岡県、福井県、北海道
2004年度	山口県、北海道、石川県、愛知県、大阪府、京都府、岡山県、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
2005年度	山口県、三重県、富山県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
2006年度	山口県、山形県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
2007年度	山口県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県

2. 配属先の実習指導者による全体的評価の年度別推移

〈評価の基準〉

全体的評価 (学習の姿勢と課題達成)	
大変優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1

図1、図2は、社会福祉行政機関及び社会福祉施設の実習指導者による「全体的評価の平均値」の推移を示したものである。

図1 社会福祉機関実習における実習指導の評価の推移

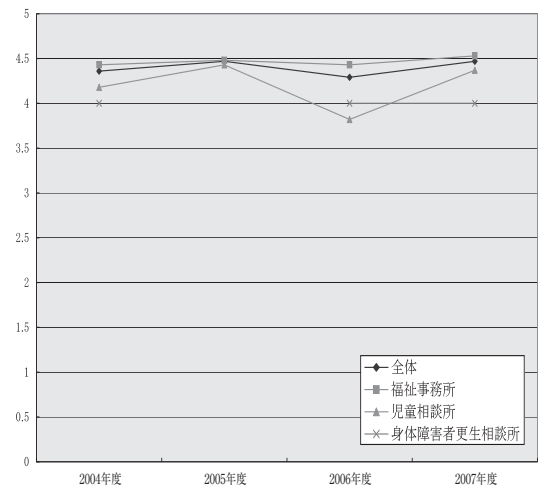
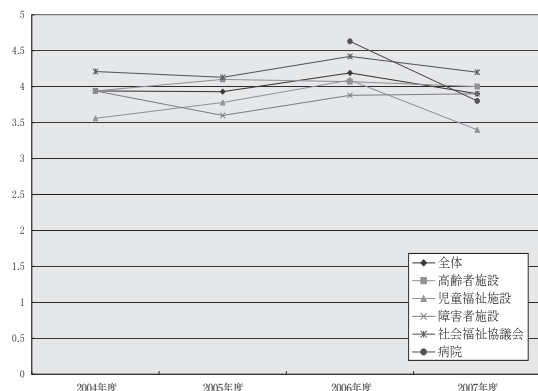


図2 社会福祉施設における実習指導の評価の推移



3. まとめ

本学の福祉現場実習は、学生の出身地での実習を原則としているため、広範囲な地域での現場体験が可能となっている。また、2006年度以降実習指定施設の追加に伴い、病院に配属が開始されており、希望学生も増加傾向にある。実習指導者の評価の推移をみると、社会福祉機関においては、児童相談所の評価が一次的にやや低下しているが、次年度には持ち直していることを見れば、当該年度の学生個人々の評価に関係していると推測できる。学生の“ゆらぎ”に関係する実習機関でもある。また社会福祉施設においては、児童福祉施設と障害者施設の評価がやや低いが、全体の評価の平均値は4程度で一定している。しかし、病院や児童福祉施設のように年度によって評価の落

差が大きい状況は、学生の希望施設の適性度であるのか、あるいは指導上の問題であるのかについて、今後、推移を見たうえで検証が必要である。

これらのことから、本学の学生の現場実習における「学習の姿勢と課題達成」については、全体的には高い評価が得られていると考える。しかし、この評価内容や方法が、実習指導者にとって適切な評価として位置づけられているのかについての検証が必要である。

Ⅲ. 「実習指導者による実習評価」についてのアンケート調査

1. 方法

1) 調査対象者と調査方法

2007年度の社会福祉施設実習の配属先の実習指導者を調査対象母集団とした。調査方法は、2007年度の社会福祉施設実習時に実習関連資料に同封して、郵送による質問紙調査を実施した。回収は、実習終了後に実習評価票とともに返送されたものである。郵送施設数は69施設で、そのうち回答者数は50人で回収率72.5%であった。

2) 調査期間

調査期間は、2008年2月中旬から3月中旬の1ヶ月間である。

3) 調査内容

調査内容は、資料1に示した実習評価の内容について、項目別に評価内容として適切であるかど

1 属性について

- 1) 所属施設について（高齢者関連施設・障害者関連施設・児童関連施設・社会福祉協議会・病院）
- 2) 性別
- 3) 年齢
- 4) 所持資格について（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士・社会福祉主事・ホームヘルパー・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師・その他）
- 5) 現在の職種の経験年数
- 6) 社会福祉士養成実習指導者としての経験年数
- 7) 社会福祉士養成実習指導者としての過去2年間の実習生数（他校も含めて）

2 実習内容について

1) 実習評価表の形式について適切かどうか

2) 評価の目安となる達成課題について評価内容として適切かどうか

- ①配属施設・機関の役割と機能、運営方法について体験的に理解する
- ②援助過程を体験的に学習することを通じて、利用者理解を深め、実践技能を高める
- ③配属施設・期間に関連する社会資源を見学し、それらの相互協働の仕方について理解する
- ④業務において利用者の人権を尊重した援助のあり方を考え、そのための基本的態度を身につける。
- ⑤利用者との直接的なかかわりを通して、自分自身の態度や言動を点検し、スーパービジョンを受ける。
- ⑥社会福祉専門職の意義を体験的に理解する
- ⑦独自のテーマ

以下自由記述

3) 評価内容で不足している内容について

4) 実習評価を行う上で、優先している内容について

5) 実習評価についての意見・要望

うかを問い、適切でない場合には理由も問うている。また、評価内容で不足している内容や実習評価実施上で優先している内容について、自由記述欄として設けた。以下に調査内容を示す。

2. 調査結果

1) 回答者の属性

図3～図9まで、属性についての調査結果である。

図4 回答者の性別 (人) N=50

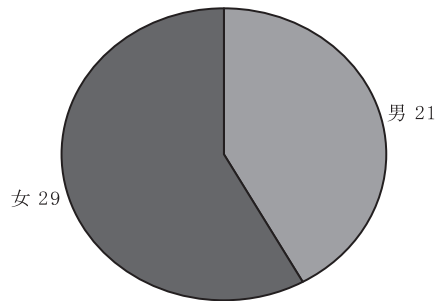


図3 回答者が所属する施設の種類 (人) N=50

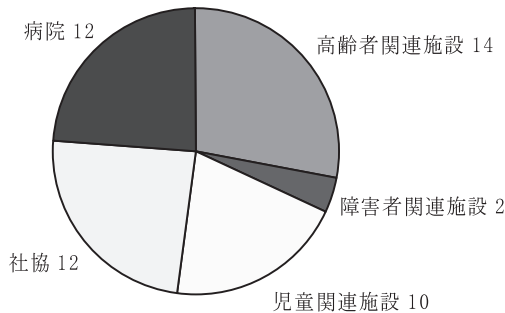


図5 回答者の年齢 (人) N=50

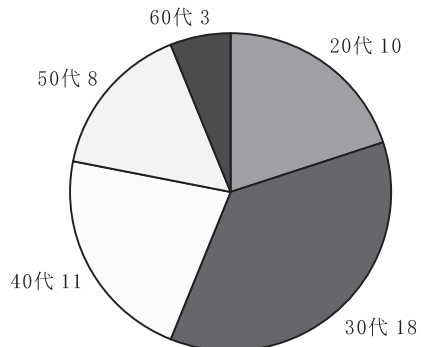


図6 回答者の有する資格（複数回答）（人）

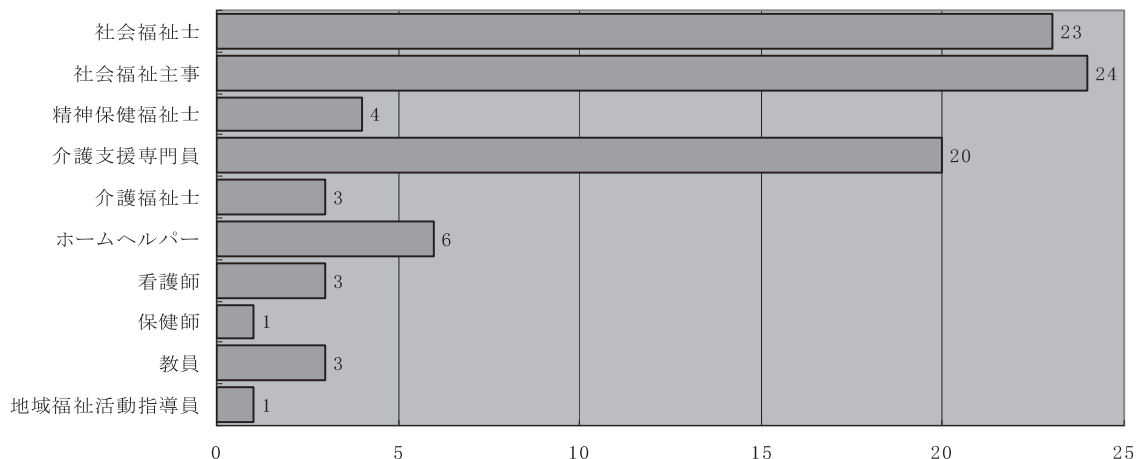


図7 回答者の現在の職種における経験年数（人）N=50

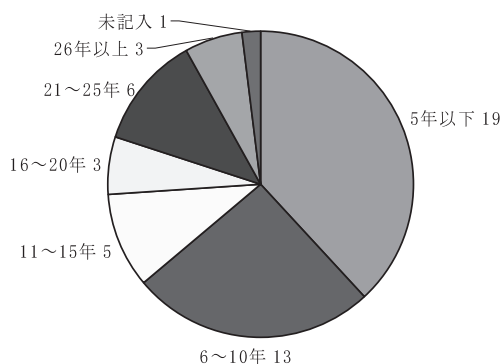


図9 回答者が過去2年間に指導した実習生の数（人）N=50

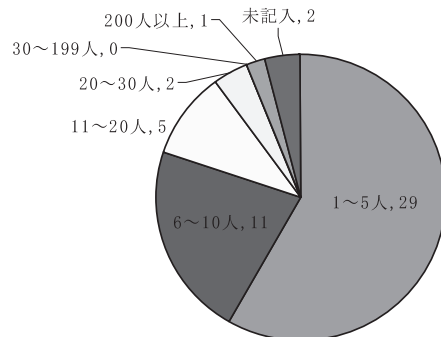
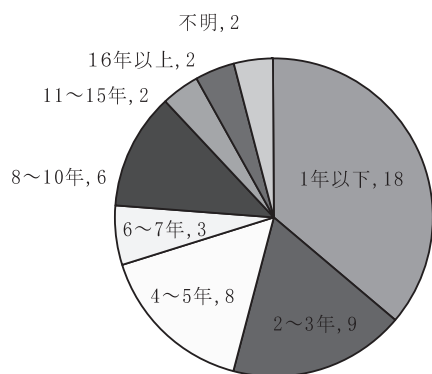


図8 社会福祉養成実習の指導者としての経験年数（人）N=50



2) 実習評価の形式についての回答結果

達成課題ごとにコメントする形式については、42人（84%）が適切であると回答した。適切でないと回答した人の理由については、「記入項目が多く、時間がかかる」という内容の回答が最も多く、「具体的に数字で表す（点数評価）方がよいのでは」という指摘があり、適切であると回答した人も同様の内容が付されてあった。また、達成課題を意識しながら実習を受けていた訳ではないので、実習後の課題ごとのコメントは難渋したとの回答もあった。

3) 各達成課題の評価内容としての適切性について（以下項目ごとに示す。自由記述は可能な限

り、回答通りに示す。)

①配属施設・機関の役割と機能、運営方法について体験的に理解する。

「適切である」と回答した人は、46人(92%)で、「適切でない」と回答した理由は以下の内容であった。

<適切でない理由>

- ・事前での学習をしっかりとしておくべきだと思います。この項目は実習の達成課題には疑問を感じます。
- ・短期間で理解することは難しいため
- ・運営方法という部分にまで踏み込めないと思います
- ・社協の指導では期間内にどちらをメインに学ぶのか、期間内に両方学ばせる指導は難しい(私の技量もあります…)

「適切である」と回答した人で、「事前学習で、老人福祉法と介護保険法をある程度の知識として持っていないと、体験的理解もやや厳しいかもしれない」と添えられたコメントもあった。

②援助過程を体験的に学習することを通じて、利用者理解を深め、実践技能を高める。

「適切である」と回答した人は44人(88%)で、「適切でない」と回答した理由は以下の内容であった。

<適切でない理由>

- ・ポイントにある援助目標を設定し、実施する課題は児童養護施設実習においては、4週間の期間が必要かと思われます。
- ・社協では関わりが持ちづらく、直接援助について、理解を深められるかは、本人の力量による所もあると感じる
- ・短期間の実習において、利用者理解を深めるために、着目してもらわなければならない点が多く、その指導に時間を要するので実践技能を高めるまでは厳しい
- ・後の④、⑤と重複するように思う。

③配属施設・期間に関連する社会資源を見学し、それらの相互協働の仕方について理解する。

「適切である」と回答した人は44人(88%)で、「適切でない」と回答した理由は以下の内容であった。

<適切でない理由>

- ・実習内容に資源の見学を取り入れていない場合、判断が困難
- ・機会があれば、見学ができるが、必ずとは限らないため
- ・実習でそこまで体験してもらう機会がなかったため、当施設では評価が出来ていません。
- ・なかなか実践しづらい課題です
- ・通っている利用者さんの支援が中心となるため、外部機会の見学などには出かけられません
- ・相互協働は言わずもがなと思えます。

④業務において利用者の人権を尊重した援助のあり方を考え、そのための基本的態度を身につける。

「適切である」と回答した人は50人(100%)であった。

⑤利用者との直接的なかわりを通して、自分自身の態度や言動を点検し、スーパービジョンを受ける。

「適切である」と回答した人は49人(98%)で、「適切でない」と回答した理由は、④の項目と重複するところが多いからであった。

⑥社会福祉専門職の意義を体験的に理解する。

「適切である」と回答した人は46人(92%)で、「適切でない」と回答した理由は以下の内容であった。

<適切でない理由>

- ・達成課題が高いように思います
- ・実習生自身が体験的をどのように意識して取り組んでいるのか疑問

また本項目では、未記入に添えられたコメントとして、「意義の体験も大切であると思

われるが、実習前の動機付けや目的、目標などの十分な準備がもう少し必要な気がした。こなす実習→自らのための実習」があった。

⑦独自のテーマ

「適切である」と回答した人は46人（92%）で、「適切でない」と回答した理由は以下の内容であった。

<適切でない理由>

- ・テーマが漠然なものしか上げられてないのでは…
- ・実習前のテーマに焦点を当ててのではなく、実習後の新たな課題（業務上の）が見出せたかどうかの方がよいかも…
- ・独自のテーマがこの実習では達成が難しい場合（当院でのSWが担っている機能、実習期間、本人のレベル）そのままで指導は厳しい。達成できていないとしか記載できないため。

4) 評価内容で不足しているもの（自由記述）

以下は、評価内容で不足している項目について自由記述された内容を項目としてまとめたものである。

- ・面接技法についての点数評価
- ・事前学習の確認評価
- ・学生自身による達成課題の評価コメント記入
- ・援助目標に関してのみの項目
- ・項目ごとの3段階評価等によるチェック

- ・社会人としての基本的な姿勢（マナー、服装や髪型、時間厳守）
- ・実習への基本的な姿勢、意欲
- ・実習開始前と終了後の学生の変化
- ・利用者のニーズを理解する力
- ・制度・サービスを理解し活用する力
- ・面接技術や利用者に対する態度

5) 回答者が実習評価を行う上で優先している内容（自由記述）

回答者が自由記述した内容をカテゴリーとしてまとめ、そのキーワードを表5に示した。

3. 考察

本調査研究は、調査対象を3年次春休みに実施する社会福祉施設実習の実習指導者に限定した。理由は、社会福祉行政機関実習の場合、引受先が限定することもあり、一機関に複数の学生を配属することが多く、実習指導者による学生の個別評価が困難であることにあった。行政機関実習は、学生にとって、法・制度に基づく社会福祉の全体的あるいは構造的な理解が深められる点では意義があるため、本学では社会福祉施設実習と並んで位置づけてきたが、今後、社会福祉士養成のための実習指導者の要件なども鑑みて、ソーシャルワーク実習としての適性について検討する必要がある。

今回の調査結果から見えてきたことは、実習指

表5 実習評価の優先順位

カテゴリー	キーワード
基本的態度	人間性、社会人としての態度・礼儀、心身の健康、職員への対応、
実習姿勢	意欲、向上心、頑張る姿、変化と成長過程、積極的な姿勢、自ら考える姿勢、問題意識の変化、専門職としての心構え、明確な実習テーマ、
利用者との関係	コミュニケーション能力、真摯な向き合い、表情、声の大きさ、関わりの振り返り、理解しようとする姿勢、
実習内容	大学での学習との統合、見解の言語化、提案できる力、論理的態度、社会的意義、視野や興味・関心の深さ、「援助過程の学習」を通しての実践技能、利用者の特性の理解と支援状況、社会資源の関わりの理解、相談援助業務の際の状況把握（アセスメント）、援助目標における優先順位の視点、学生の長所と問題点（課題）を見つける

導者の年齢の約30%が30代と40代であり、社会的な経験のある中堅層が多くなっていることである。しかし20%は20代の実習指導者であり、社会福祉専門職としての人材が発展途上にあることを物語っている。また、所持している資格については、「社会福祉士」、「社会福祉主事」がほぼ半数であり、社会福祉士が名称独占である性格から、有資格のみを社会福祉の専門職として位置づけることはできないが、実習指導者体制としては未整備であると認識せざるを得ない。今後は現任者の資格取得についての支援が必要であると考え。また、実習指導者としての経験は3年未満が半数強であり、このうち1年未満が18人(36%)となっている。4年から10年未満の経験者が合わせて17人(34%)であり、実習指導者としての経験では、格差があることが読み取れる。これらの格差は、学生の実習指導や評価に影響があると懸念されるため、養成校としては、指導者との密な連携のもとで実習教育を実施する具体的なシステムの検討が必要ではないかと考える。

実習評価についての調査結果では、概ね、本学の実習評価内容については適正であるとの回答を得たが、実習指導が、実際の業務と並行しての指導であり、実習評価表に記載することへの時間的制約が負担になっている実態が明らかになった。今後、評価の形式は、できるだけ段階評価などで数値化をはかることや、より具体的な評価視点の提示などの検討が必要であることを示唆する内容であった。また、評価内容として不足している内容では、「社会人としての基本的態度」を挙げている人が多く、大学生として当然身につけておくべき内容(発達課題ともいうべき内容)が、獲得されていない実態が明らかになった。これらの内容は、実習評価項目に加えるというより、入学時から大学教育のなかで、学士としての卒業資格に相応しい人間育成の課題として掲げる必要があると考える。

実習評価の優先順位のキーワードにも挙がっている「人間性」や「社会人としての基本的態度」、「心身の健康」(ここでは、自らの健康管理と考え

る)などは、社会の中で責任ある職業人としてその専門性が発揮できる前提になる内容である。また、キーワードに挙がっている内容は、3週間という実習期間中だけで達成できる課題では到底なく、大学で行う実習の事前学習や事後学習あるいはその他の社会福祉教育と統合されたなかで培われるものである。今後、実習現場と養成校の密度の濃い連携や協働による実習教育が実施される必要があることを強く意識づけた調査結果であった。

現在、社会福祉士養成校協会では、標準的な「社会福祉士実習評価表」の作成について検討されており、2008年度全国社会福祉教育セミナーでは、「社会福祉士実習評価表(案)」が提示された。「実習評価表」が、社会福祉士養成の質的向上と指導上の格差を是正する目的で検討されることは賛同したいが、全国一律の統一された評価表の使用には疑問を感じる。標準的な評価表は必要であるが、あくまでも参考であって、大学独自の教育理念や教育方針が反映された実習教育であることを考えれば、評価表についても独自性が追求されることを阻むものであってほしくない。本学の「実習評価表」の見直しも、実習会議を中心に、この動向を見据えたうえで検討することになるが、大学の教育理念や教育方針に加えて今回の調査で明らかになった点を踏まえ、さらには実習指導者との協議の場も経たうえて作成していきたい。

4. まとめ

2008年4月に「社会福祉士法・介護福祉士法」が改正された。特に今回の改正は社会福祉士養成カリキュラムの大幅な改正が行われ、社会福祉演習や実習教育内容にも及んでいる。実習教育での最も重要な改正は、実習指導者に関することであり、第1に実習指導者の要件を明確にしたこと(社会福祉士資格取得後5年以上の実務経験を有する者)、第2に登録制にしたこと、そして第3に実習講習会を受講し修了証を所持していることが規定された点である。

実習指導者が明確に位置付けられたことで、実

習教育の中身が問われることを見据えて、今後、実習評価や配属実習の効果の検証についての研究を継続的に進めることの意義が確認できた。今回の報告は、実習評価に関する実習指導者のアンケート調査の結果報告であるが、今後の研究の方向性として、「新実習評価表」の作成及び学生の実習日誌による実習効果についての質的研究を実施する。研究成果を「研究報告その2」として次年度研究紀要に報告する予定である。

参考文献

- 山口県立大学社会福祉学部（2006）「社会福祉実習の手引き」
- 社団法人日本社会福祉士会（2008）「社会福祉士実習指導者テキスト」中央法規
- 福山和女責任編集（2002）「保健医療ソーシャルワーク実習」川島書店
- 岡本榮一・小池将文・竹内一夫・宮崎昭夫・山本圭介編集（2003）「三訂 福祉実習ハンドブック」中央法規

SUMMARY

A Study on the Practice Evaluation in Social Welfare Institution

Akemi SHOJI

Fumie NISHIMURA

This paper is a memoir of an investigation to practice evaluation in social welfare institution.

We conducted an investigation to practice evaluation to the supervisors in social welfare institution. This practice is training for social work education. The student apprentice is practice in welfare institution for old persons and various handicapped persons and a child welfare institution and a welfare office in community and in a hospital.

This investigation purpose is a draw up the new paper for practice evaluation in Social Welfare Yamaguchi Prefectural University.